

# 駐車場や材料置場などを設置するときは、 工事を始める前に手続きが必要です。

練馬区

駐車場や材料置場など、次の表に書かれた施設を設置するときは、規模などによって、**事前に**、環境課への届出などの手続きを終わらないと工事に着手できません。

自動車駐車場の設置、 既存駐車場の形式変更、 既存駐車場の路面舗装工事	次のいずれかに該当するもの ①床面積が 300 m <sup>2</sup> 以上のもの ②開発区域面積が 300 m <sup>2</sup> 以上のもの	収容台数 20 台以上のもの
材料置場※の設置	開発区域面積が 300 m <sup>2</sup> 以上のもの	面積 100 m <sup>2</sup> 以上のもの
ウエスト・スクラップ処理場※の設置	開発区域面積が 300 m <sup>2</sup> 以上のもの	全てのウエスト・スクラップ処理場
ペット火葬施設等の設置	次のいずれかに該当するもの ①ペット火葬施設 ②ペット埋葬施設 ③ペット納骨施設 ④これらを併せ有する施設	ペット火葬施設（焼却炉に該当）で次のいずれかに該当するもの ①炉の火床面積が 0.5 m <sup>2</sup> 以上のもの ②焼却能力が 1 時間あたり 50kg 以上のもの

※材料置場とウエスト・スクラップ処理場については最終ページで説明しています

練馬区まちづくり条例（区条例）に該当

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（都条例。略称「環境確保条例」）に規定する指定作業場に該当

自動車駐車場、材料置場、ウエスト・スクラップ処理場、ペット火葬施設等の設置に係る事前手続き

駐車場等の設置に係る事前手続きについての相談は、**練馬区役所本庁舎 18 階環境課**までおいでください。

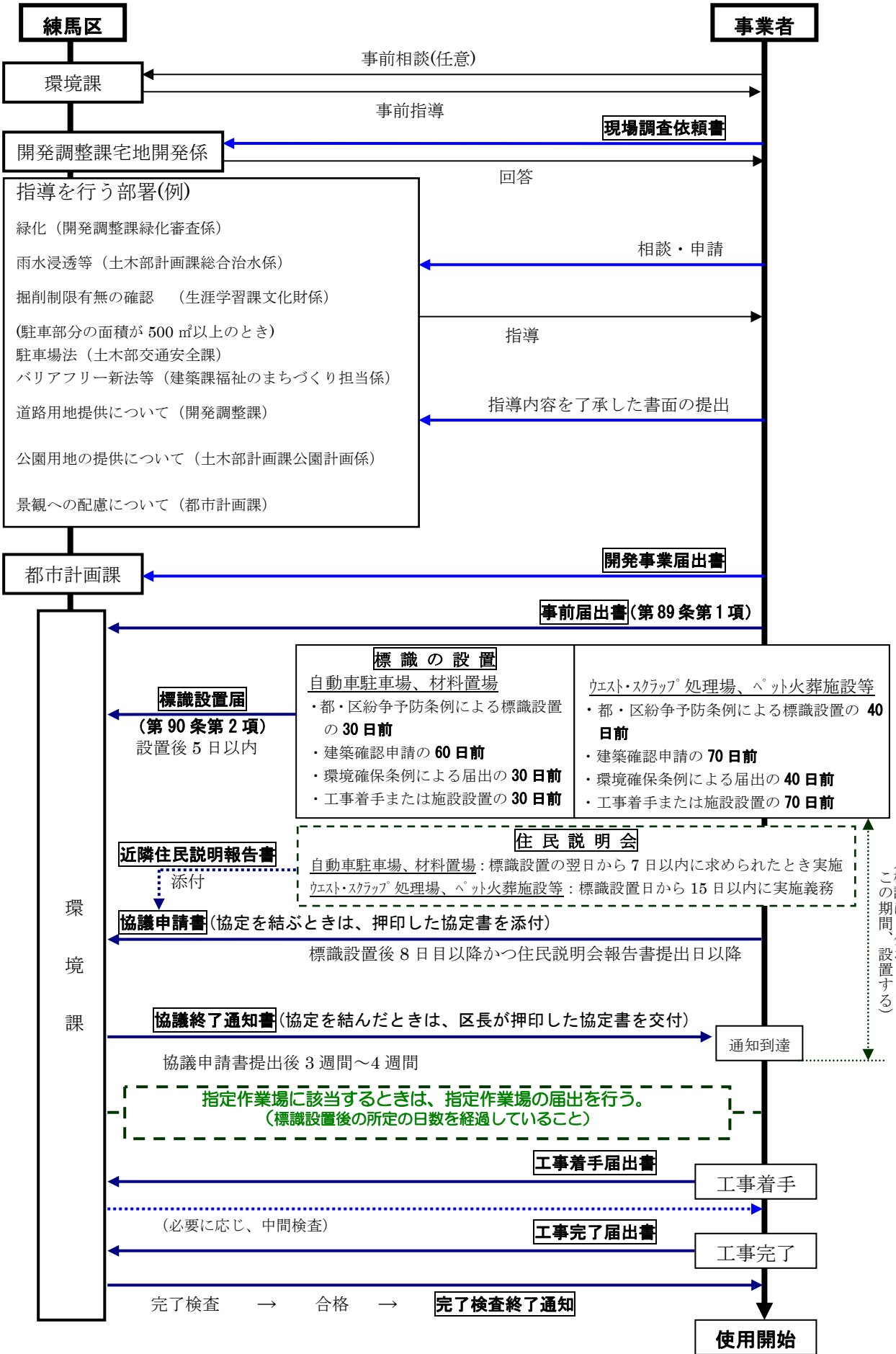
まちづくり条例に基づく手続き

環境確保条例に基づく手続き

区条例と都条例の両方に該当するときは  
①「まちづくり条例」の手続きを終えてから  
②「環境確保条例」の手続きを行います。

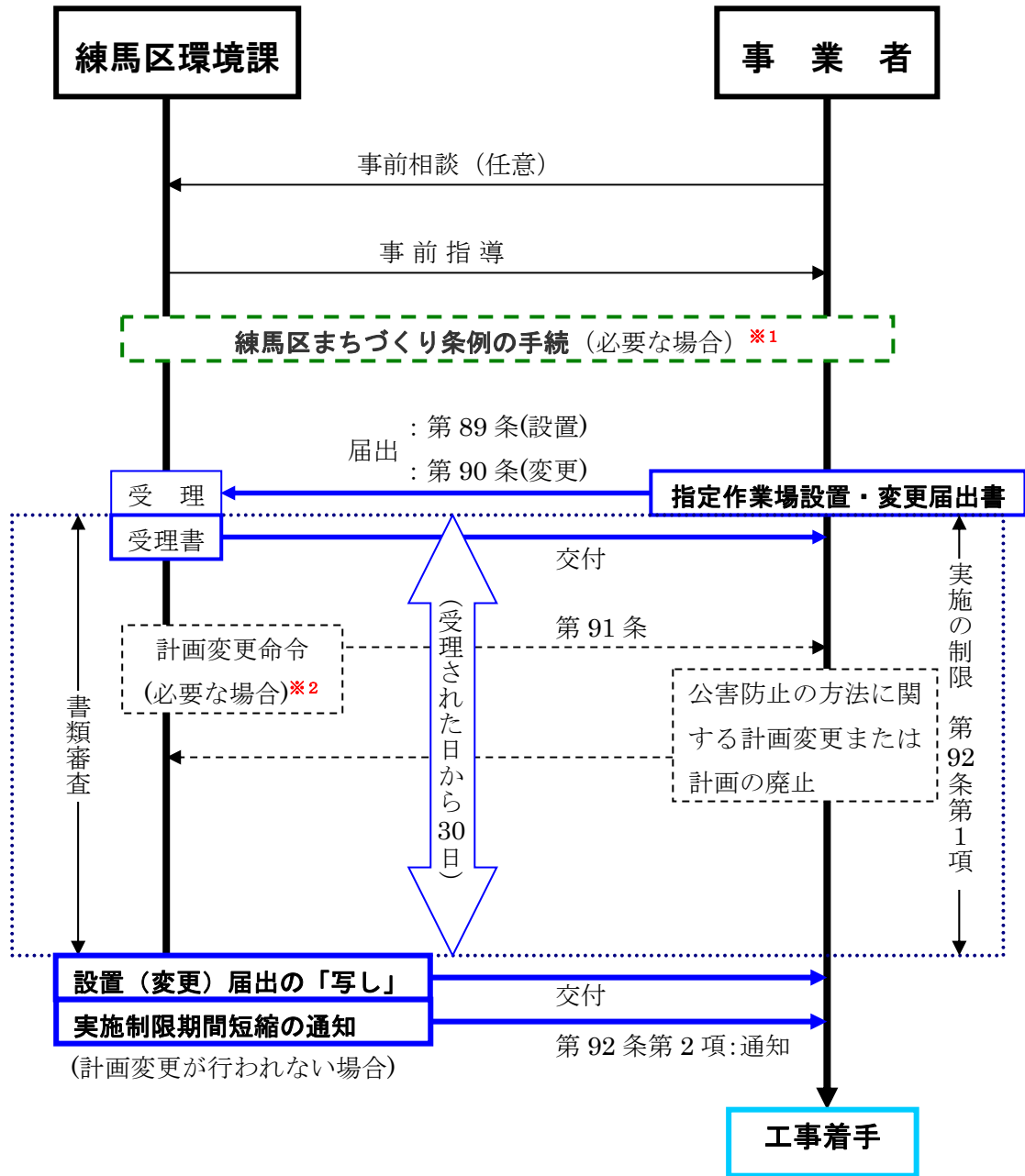
# 練馬区まちづくり条例の手続きの流れ

(自動車駐車場、材料置場、ウエスト・スクラップ処理場、ペット火葬施設等)



# 東京都環境確保条例に基づく 指定作業場の手続きの流れ

(図の中の条文番号は東京都環境確保条例のものです。)



- ※1 以下の場合、練馬区まちづくり条例の手続きが先行して必要になります。  
300 m<sup>2</sup>以上の駐車場、材料置き場、ウエスト・スクラップ処理場、  
ペット火葬施設
- ※2 計画変更命令は届出に係る指定作業場におけるばい煙、粉じん、有害ガス、  
汚水、騒音、振動、悪臭の防止の方法等において規制基準超過が明らかな場  
合等に発せられます。

## ※ 用語の説明

- ① **材料置場**：建設工事の用に供する土砂、石材、木材、鉄材等及び建設工事により生じた残土を置くために継続的に使用する場所。  
工場または建設工事現場内のものは除きます。
- ② **ウエスト・スクラップ処理場**：家庭、工場等から廃棄される木くず、金属くずその他のものを集合し、分類し、処分する等の処理を行う作業場。ただし、次の業を営んでいる場所は除きます。  
建場業(収集人から再生資源(古繊維、古綿、古紙、古毛、古瓶又は古鉄類)を集荷する業)  
消毒業(再生資源を消毒する業)  
選分加工業(建場業または会社、官公庁、工場等から再生資源を大口に集荷し、これを選分し、又は加工する業)

お問い合わせは

練馬区環境部 環境課 環境規制係  
〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1  
練馬区役所本庁舎18階  
電話 5984-4712